

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件	二四
○大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定により変更の届出があつた件	二五
○大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件	二五
○大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件	二五
○潜水器漁業の許可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を定める件	二五
○農地法第四十一条第二項において準用する同法第三十九条第一項の規定により裁定をした件	二六
○林業種苗法により生産事業者の登録をした件	二六
○林業種苗法により生産事業者の登録が失効した件	二六
○保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	二六
○電線共同溝を整備すべき道路として指定した件	二七
公 告	
○土地改良区の役員が就任した旨届出があつた件	二七
○肥料の検査の結果の概要を公表する件	二七
○一般競争入札を行う件	二八
福 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長	
○一般競争入札を行う件	二八
福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会	
○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件	二九
福 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	
○いかつり漁業について指示する件	三〇

告 示

福島県告示第六十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和五年三月六日救急病院として認定した。

令和五年三月十日

名称	所在地	福島県知事 内堀 雅 雄
一般財団法人脳神経疾患研究	福島市荒井北三丁目一―一三	認定有効期限
所附属南東北福島病院		令和八年三月五日

（地域医療課）

福島県告示第六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出及び法第六条第三項において準用する同法第五条第二項に規定する添付書類を令和五年三月十日から同年七月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年三月十日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
みやぎ生活協同組合ふくしま梁川店 福島県伊達市梁川町御八郎一三番一
- 二 変更しようとする事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）	午前十時から午後九時まで
（変更後）	午前九時から午後九時まで
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）	午前九時三十分から午後九時三十分まで
（変更後）	午前八時三十分から午後九時三十分まで
- 三 変更しようとする年月日
令和五年二月二十八日
- 四 届出年月日
令和五年二月二十七日
- 五 届出をした者
みやぎ生活協同組合

（商業まちづくり課）

福島県告示第百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和五年三月十日から同年七月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和五年三月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル浜田店 福島県福島市浜田町六二番一ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ヨークベニマル浜田店
福島県福島市浜田町六二番一ほか

（変更後）ヨークベニマル浜田店
福島県福島市浜田町六二番一ほか

変更した年月日
令和四年十一月十一日

三 届出年月日

令和五年二月二十七日

四 届出をした者

株式会社ヨークベニマル

五 届出をした者

株式会社ヨークベニマル

（商業まちづくり課）

福島県告示第百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和五年三月十日から同年七月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年三月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン桑野 福島県郡山市桑野四丁目三番四ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ヨークタウン桑野
福島県郡山市桑野四丁目三番四ほか

（変更後）ヨークタウン桑野
福島県郡山市桑野四丁目三番四ほか

（変更後）ヨークタウン桑野

福島県郡山市桑野四丁目三番四ほか

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヨークベニマル
代表取締役 真船 幸夫

（変更後）株式会社ヨークベニマル
代表取締役 真船 幸夫

福島県郡山市谷島町五番四二号

（変更後）株式会社ヨークベニマル
代表取締役 真船 幸夫

福島県郡山市谷島町五番四二号

代表取締役社長 堂前 宣夫

東京都豊島区東池袋四丁目二六番三号

変更した年月日

令和五年一月二十七日

届出年月日

令和五年二月二十七日

届出をした者

有限会社かねと

（商業まちづくり課）

福島県告示第百六十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項の規定に基づき、福島県漁業調整規則（令和二年福島県規則第六十八号。以下「規則」という。）第四条第一項第十号に掲げる潜水器漁業につき、規則第十一条第一項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和五年三月十日

福島県知事 内堀 雅雄

第一 制限措置

一 漁業種類

潜水器漁業

二 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数

三十人

三 操業区域

漁業権者の同意のあった第一種共同漁業権漁場

四 漁業時期

(1) 規則第四十条第一項の表十一の項に規定するあわび、同表十三の項に規定するほっきがい及び同表十五の項に規定するうにを採捕する場合 同表中欄に規定す

る期間外であつて、漁業権者が同意した期間
(2) (1)に掲げる水産動物以外の水産動植物を採捕する場合 漁業権者が同意した期

五 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

第二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和五年三月十日から同年四月十日まで

第三 許可の有効期間

令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで

(水産課)

福島県告示第百六十八号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、令和四年十二月九日付けで公益財団法人福島県農業振興公社(福島県農地中間管理機構)から申請のあった利用権の設定に関して、令和五年二月二十八日次のとおり裁定した。

令和五年三月十日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積
所在 地番 地目 面積(平方メートル)
会津若松市北会津町寺堀字弥六 四番三 田 七六一
同 市北会津町寺堀字弥六 五番一 田 三六
同 市北会津町寺堀字弥六 五番二 田 四三
同 市北会津町寺堀字弥六 一五番 田 三、〇〇〇
同 市北会津町寺堀字弥六 一六番 田 三、〇三〇
- 二 利用権の内容 水田として利用
- 三 利用権の始期及び存続期間
始期 令和五年三月十七日
存続期間 五年
- 四 借賃に相当する補償金の額 三七三、八五〇円
- 五 補償金の支払の方法
当該農地を利用する権利の始期までに福島県方法務局若松支局に補償金を供託すること。

(農村振興課)

福島県告示第百六十九号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定により、登録をした生産事業者は次のとおりである。

令和五年三月十日

福島県知事 内堀 雅雄

登録番号 福島県五 八〇	生産事業者の氏名 又は名称及び住所 会津管財アグリ株 式会社 大沼郡会津美里町 字本郷道上一番地	生産事業の 内容 幼苗の育成、 幼苗以外の苗 木の育成	事業所の名称及 び所在地 会津管財アグリ株 式会社 大沼郡会津美里町 字本郷道上一番地	登録年月日 令和五年二月 一七日
--------------------	---	---	--	------------------------

(森林整備課)

福島県告示第百七十号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十四条第一項の規定により、登録が失効した生産事業者は次のとおりである。

令和五年三月十日

福島県知事 内堀 雅雄

登録番号 福島県五 七六	生産事業者の氏名 又は名称及び住所 有限会社会津管財 大沼郡会津美里町 字荒井前一〇七番 地	生産事業の 内容 幼苗の育成、 幼苗以外の苗 木の育成	事業所の名称及 び所在地 有限会社会津管財 南会津郡南会津町 長野字加藤谷一八 七四番地二	失効年月日 令和五年二月 一五日
--------------------	---	---	--	------------------------

(森林整備課)

福島県告示第百七十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和五年三月十日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
佐藤虎治 佐藤寅治 緒方安雄 草野節子 酒井勇勝
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和五年農林水産省告示第百二十九号）によること。（森林保全課）

福島県告示第百七十二号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。

令和五年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間
県道中野須賀川線	須賀川市牛袋町一三番地先から同市五月雨二五番一地先までの上り線
	須賀川市牛袋町五番地先から同市五月雨二三番一地先までの下り線

（道路計画課）

公 告**公告第四十七号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

令和五年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
阿武隈川上流土地改良区
就任した役員

役別 氏名 住所
理事 藤田 浩伸 石川郡石川町大字赤羽字新宿一一七番地
(農村計画課)

公告第四十八号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十条第七項の規定により、令和四年七月から令和五年一月に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

令和五年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

令和四年11月分
(普通肥料)

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要		備考
			分析検査 項目	保証票 の検査 事項	
炭酸カルシウム肥料	日東粉化工業株式会社	53.0炭酸カルシウム肥料	AL	—	—
炭酸カルシウム肥料	ロイヤルインダストリーズ株式会社	ピタカルシウム55	AL	—	—

注

- 分析検査の欄及びその他の検査の欄の記載は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるよう必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。
- 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
- 主成分の略号は次のとおりである。
TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、AL—アルカリ分
令和四年9月分から令和五年1月分まで
(特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出名 (及び商品名)	検査の結果					備考		
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)		TCaO (%)	C/N (%)
堆肥	会津よつば農業協同組	初農堆肥	0.6	0.1	0.3	—	—	—	50	19.9

堆肥	株式会社本野内フーズ	ゆめ肥料	2.8	5.7	2.1	243	3346	—	9	26.8
堆肥	増子洋	牛ふん堆肥	1.4	1.9	1.7	—	—	—	16	44.8
堆肥	JR東日本ビルディング株式会社	エコ太郎	2.9	1.1	0.7	—	—	—	17	5.0
堆肥	折笠義則	牛ふん堆肥	0.4	0.3	0.7	—	—	—	19	82.0
貝化石粉末	日産化工株式会社	ハイミネコソ	—	—	—	—	—	4.1	—	—
堆肥	草野茂寿	繁殖牛、乳用牛堆肥	0.4	0.4	0.3	—	—	—	13	82.4
粗砕石灰石	旭鉱末株式会社	粗砕石灰石	—	—	—	—	—	54.8	—	—
堆肥	株式会社辰巳屋	杉王	0.9	0.6	0.1	—	—	—	24	51.4
堆肥	株式会社辰巳屋	ぼかし肥料 宝有機	5.2	7.3	4.3	—	—	—	8	16.7

注 主成分の略号は次のとおりである。
 TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、TCu-銅全量、TZn-亜鉛全量、TCaO-石灰全量、TMgO-苦土全量、C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量
 (農業総合センター)

公告第49号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和5年3月10日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 放射性ダストモニタ 8式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和6年3月29日（金）
- (4) 納入場所 小川局（いわき市小川町上小川字表7番1号）ほか計8か所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和5年3月28日

(火) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和5年3月10日(金)から同月28日(火)まで(土曜日及び日曜日並びに同月21日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙19枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和5年3月16日(木)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和5年3月16日(木)午前11時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和5年4月20日(木)午前11時 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月19日(水)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Radioactive Dust Monitor at Ogawa monitoring post and 7 other posts 1 set

(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 20 April 2023

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 19 April 2023

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

公告第2号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける白河実業・塙工業統合校実習棟新築（建築）工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和5年3月10日

福島県教育委員会教育長 大沼博文

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする工事の名称及び数量 白河実業・塙工業統合校実習棟新築（建築）工
事 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 工期 議会の議決を得た日から3日を経過した日から令和7年1月31日まで
- (4) 工事場所 福島県白河市瀬戸原地内

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している共同企業体（2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連結関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。）であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 構成員の全てがアからキまでに掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該共同企業体の代表である構成員がクに掲げる条件を満足している者であること。
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
イ 福島県の工事等請負有資格業者名簿に登録されている者にあつては、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に福島県から福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）第2条、第3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

- ウ 建築工事業（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の建築一式工事業の項に規定する建築工事業をいう。以下同じ。）に係る同法第15条の特定建設業の許可を受けている者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者については、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。
- オ この公告の時点において有効な、かつ、最新の建設業法第27条の23第1項の審査（以下「経営事項審査」という。）の結果のうち、建築一式工事業の総合評定値が800点以上であること。
- カ 建設工事において、3に掲げる日から過去15年以内に延べ床面積1,500㎡以上又は地上3階建て以上の鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築工事業（新築、改築又は増築に限る。以下同じ。）を単独で又は共同企業体の代表である構成員として施工した実績（工事部分を対象とし、増築の場合は、増加した部分を対象とする。以下「施工実績」という。）を有する者であること。ただし、建築物の主要用途が駐車場、倉庫等の施工実績を除く。
- キ 1級建築施工管理技士又は1級建築士のいずれかの資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証（建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証をいう。）の交付を受け監理技術者講習（建設業法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習をいう。）を修了している者でカに示した建設工事の施工管理経験（監理技術者若しくは主任技術者としての施工経験又は監理技術者若しくは主任技術者としての資格を有した者による現場代理人としての施工経験のことをいい、当該入札者以外での施工経験を含む。）を有するもの（3に掲げる日から当該入札者と3月以上直接の雇用関係にある者に限る。）を監理技術者又は主任技術者として本工事現場に専任で配置できる者であること。
- ク この公告の時点で有効かつ最新の経営事項審査の結果のうち建築一式工事業の総合評定値が1,000点以上であること。
- (2) 構成員は、2者又は3者であること。
- (3) 自主結成であること。
- (4) 各構成員の出資比率は、2者の場合はそれぞれ30%以上、3者の場合はそれぞれ20%以上であること。ただし、出資比率が最大の構成員が当該共同企業体の代表であること。
- (5) 構成員は、他の共同企業体の構成員として本件入札に参加しないこと。
- (6) 本工事の施工計画が適切である者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(1)のウ及びオからクまで、(2)から(4)まで並びに(6)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、技術提案書と合わせて、令和5年4月3日（月）午後5時までに次の場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県教育庁財務課施設財産室
電話024-521-7791
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において、令和5年3月10日（金）から同年5月1日（月）まで（土曜日及び日曜日並びに同年3月21日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。なお、契約条項を示す書類（設計図書を除く。）は、福島県教育委員会ウェブサイトよりダウンロードして入手することができ、設計図書については、福島県電子閲覧システム（工事等）により閲覧することができる。
- (1) 福島県電子閲覧システム（工事等）のアドレス
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-96.html>
- (2) 福島県電子閲覧システム（工事等）の利用可能時間 午前8時から午後10時まで（福島県の休日定める条例（平成元年福島県条例第7号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）
- 5 入札説明書等の配布に関する事項
次により、入札説明書、入札心得、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
 - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
 - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和5年4月25日（火）午後5時までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
- (1) 日時 令和5年5月2日（火）午前11時30分
 - (2) 場所 福島県庁西庁舎3階教育委員室（福島県福島市杉妻町2番16号）
 - (3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、令和5年5月1日（月）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。なお、持参又は郵送により提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書及び入札心得において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 入札方法
- (1) 本件入札は、総合評価方式一般競争入札により行う。
 - (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 本件は、低入札価格調査制度適用工事である。
- 11 落札者の決定の方法
- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、当該工事に係る技術提案が最低限の要求要件を全て満足している者のうち、次に掲げる式により算出された評価値が最も高い者を落札候補者とする。
評価値＝技術評価点÷評価値算出価格×10,000,000
ア 評価値には小数点以下の有効桁数を設けないが、評価値の表記については、小数点以下第5位を切り捨てる。ただし、評価値の表記が同じである場合は、評価値の表記が異なることとなる桁数まで表記する。
イ 技術評価点は、標準点に加算点を加算した点とする。
ウ 標準点は、3の入札参加資格の確認を受けた場合に付与される点であって、その点は100点とする。
エ 加算点は、入札説明書で示す落札者決定基準に基づき技術提案書を審査して算出された点とする。
オ 評価値算出価格は、基準価格設定型により設定する。
 - (2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者の順位を決定する。
- 12 関連工事の落札者がなかった場合の取扱い
- この工事は、工事番号第22-70011-0017号の白河実業・塙工業統合校実習棟新築（電気）工事及び工事番号第22-70011-0018号の白河実業・塙工業統合校実習棟新築（機械）工事（以下「関連工事」という。）と密接に関連する工事であるため、関連工事のいずれかに落札者がいない場合には、関連工事の落札者が決定する日までこの工事の契約を留保し、関連する全ての工事の落札決定後に契約を締結する場合がある。
- (1) 留保期間

- 関連工事の落札者の決定の日まで
- (2) 契約の辞退について
- ア 本工事の落札候補者は、関連工事の落札決定の日まで契約を留保されることにより施工できないと判断する場合には、本工事の落札決定の日までの間に落札候補者を辞退することができる。
- イ 関連工事の再度の入札等でも落札者が決まらない場合には、本工事の落札者は契約の締結を辞退することができる。
- ウ 落札候補者又は落札者が契約の締結を辞退した場合には、入札説明書に規定する見積に係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3に相当する額の納付を免除し、入札参加資格制限の対象とはしない。
- (3) 留保期間を経て契約する場合、工期の延長など契約の条件を変更することがある。
- ア 契約を締結する場合、工期の延長など契約の条件を変更することがある。
- イ 福島県工事請負契約約款第26条第1項及び第4項に規定する「請負契約締結の日」を「落札決定の日」と読み替えて契約を締結する。
- (4) 留保期間後の契約締結における配置技術者の変更
- 配置技術者の資格・工事経験の要件を付した場合、資格確認にて提出した配置予定技術者の変更も可能である。ただし、同等の要件を満たす者とする。
- 13 契約の成立
- 本工事の契約については、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年福島県条例第21号）第2条の規定に基づき福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。
- ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方（法人である場合は、法人の役員又はその使用人）が逮捕されることその他の反社会的な行為があり、その者を契約の相手方とすることが適当でないと認めるときは、契約を締結しない。なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。
- 14 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 本工事は元請業者が必要とする共通費における、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、建築関係工事積算基準（福島県土木部）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、事前に監督員と協議を行い、協議の結果により実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。
- 営繕費（共通仮設費における仮設建物費）：労働者送迎費、宿泊費及び借上費
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事及び通勤費等に要する費用、福利厚生等に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業被服等の費用、安全及び衛生に要する費用、研修訓練等に要する費用並びに労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
- (4) 本工事は、「建築・設備工事における週休2日促進工事試行要領」を適用する工事である。
- (5) 本工事は、「入札時積算数量書活用方式」の対象工事である。
本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加する場合において、工事請負契約の締結後に生じた当該積算数量の疑義について、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。
- (6) 本工事は、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用計上対象工事」である。
- (7) 本工事は、「福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領」の対象工事である。
受注者は当該実施要領に定める事項について遵守しなければならない。
本工事の発注方法は、特記事項に記載しているので確認すること。
- (8) 福島県政府調達苦情検討委員会からの苦情等 福島県教育委員会教育長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた

場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

- (9) その他 詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the contract: Construction Work for a practical training building at consolidated Shirakawa Jitsugyo and Hanawa Technical High School 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:30 a.m., 2 May 2023
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 1 May 2023
- (4) Contact point for the notice: Facilities and Properties Unit, Finance Division, Education Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8688 Japan TEL 024-521-7791

(財務課施設財産室)

公告第3号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける双葉地区特別支援学校移転新築工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和5年3月10日

福島県教育委員会教育長 大沼博文

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする工事の名称及び数量 双葉地区特別支援学校移転新築工事 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 工期 議会の議決を得た日から3日を経過した日から令和6年12月27日まで
- (4) 工事場所 福島県双葉郡楢葉町大字井出字上ノ岡地内

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している共同企業体（2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連結関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。）であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 構成員の全てがアからキまでに掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該共同企業体の代表である構成員がクに掲げる条件を満足している者であること。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 福島県の工事等請負有資格業者名簿に登録されている者にあつては、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に福島県から福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）第2条、第3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
 - ウ 建築工事業（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の建築一式工事の項に規定する建築工事業をいう。以下同じ。）に係る同法第15条の特定建設業の許可を受けている者であること。
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。
 - オ この公告の時点において有効な、かつ、最新の建設業法第27条の23第1項の審査（以下「経営事項審査」という。）の結果のうち、建築一式工事の総合評定値が800点以上であること。
 - カ 建設工事において、3に掲げる日から過去15年以内に延べ床面積1,500㎡以上又は地上3階建て以上の鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築工事（新築、改築又は増築に限る。以下同じ。）を単独で又は共同企業体の代表である構成員として施工した実績（工事部分を対象とし、増築の場合は、増加した部分を対象とする。以下「施工実績」という。）を有する者であること。ただし、建築物の主要用途が駐車場、倉庫等の施工実績を除く。

- キ 1級建築施工管理技士又は1級建築士のいずれかの資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証（建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証をいう。）の交付を受け監理技術者講習（建設業法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習をいう。）を修了している者でカに示した建設工事の施工管理経験（監理技術者若しくは主任技術者としての施工経験又は監理技術者若しくは主任技術者としての資格を有した者による現場代理人としての施工経験のことをいい、当該入札者以外での施工経験を含ま。）を有するもの（3に掲げる日から当該入札者と3月以上直接の雇用関係にある者に限る。）を監理技術者又は主任技術者として本工事現場に専任で配置できる者であること。
- ク この公告の時点で有効かつ最新の経営事項審査の結果のうち建築一式工事の総合評定値が1,000点以上であること。
- (2) 構成員は、2者又は3者であること。
- (3) 自主結成であること。
- (4) 各構成員の出資比率は、2者の場合はそれぞれ30%以上、3者の場合はそれぞれ20%以上であること。ただし、出資比率が最大の構成員が当該共同企業体の代表であること。
- (5) 構成員は、他の共同企業体の構成員として本件入札に参加しないこと。
- (6) 本工事の施工計画が適切である者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(1)のウ及びオからクまで、(2)から(4)まで並びに(6)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、技術提案書と合わせて、令和5年4月3日（月）午後5時までに次の場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
- 郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県教育庁財務課施設財産室
電話024-521-7791
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- 3に掲げる場所において、令和5年3月10日（金）から同年5月1日（月）まで（土曜日及び日曜日並びに同年3月21日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。なお、契約条項を示す書類（設計図書を除く。）は、福島県教育委員会ウェブサイトからダウンロードして入手することができ、設計図書については、福島県電子閲覧システム（工事等）により閲覧することができる。
- (1) 福島県電子閲覧システム（工事等）のアドレス
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-96.html>
- (2) 福島県電子閲覧システム（工事等）の利用可能時間 午前8時から午後10時まで（福島県の休日定める条例（平成元年福島県条例第7号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）
- 5 入札説明書等の配布に関する事項
- 次により、入札説明書、入札心得、仕様書、申請書等を配布する。
- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和5年4月25日（火）午後5時までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
- (1) 日時 令和5年5月2日（火）午前11時
- (2) 場所 福島県庁西庁舎3階教育委員室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、令和5年5月1日（月）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。なお、持参又は郵送により提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しな

ればならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければ
ならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書及び入札心得
において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 入札方法
- (1) 本件入札は、総合評価方式一般競争入札により行う。
 - (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当
する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を
切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業
者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に
相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 本件は、低入札価格調査制度適用工事である。
- 11 落札者の決定の方法
- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、当該工事に係る技術提案が最低限の
要求要件を全て満足している者のうち、次に掲げる式により算出された評価値が最
も高い者を落札候補者とする。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} \div \text{評価値算出価格} \times 10,000,000$$

ア 評価値には小数点以下の有効桁数を設けないが、評価値の表記については、小
数点以下第5位を切り捨てる。ただし、評価値の表記が同じである場合は、評価
値の表記が異なることとなる桁数まで表記する。

イ 技術評価点は、標準点に加算点を加算した点とする。

ウ 標準点は、3の入札参加資格の確認を受けた場合に付与される点であって、そ
の点は100点とする。

エ 加算点は、入札説明書で示す落札者決定基準に基づき技術提案書を審査して算
出された点とする。

オ 評価値算出価格は、基準価格設定型により設定する。
 - (2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者の順位を決定
する。
- 12 関連工事の落札者がなかった場合の取扱い
この工事は、工事番号第22-70011-0012号の双葉地区特別支援学校移転新築（電気）
工事及び工事番号第22-70011-0013号の双葉地区特別支援学校移転新築（機械）工事
（以下「関連工事」という。）と密接に関連する工事であるため、関連工事のいずれ
かに落札者がいない場合には、関連工事の落札者が決定する日までこの工事の契約を留
保し、関連する全ての工事の落札決定後に契約を締結する場合がある。
- (1) 留保期間
関連工事の落札者の決定の日まで
 - (2) 契約の辞退について
 - ア 本工事の落札候補者は、関連工事の落札決定の日まで契約を留保されることに
より施工できないと判断する場合には、本工事の落札決定の日までの間に落札候
補者を辞退することができる。
 - イ 関連工事の再度の入札等でも落札者が決まらない場合には、本工事の落札者は
契約の締結を辞退することができる。
 - ウ 落札候補者又は落札者が契約の締結を辞退した場合においては、入札説明書に
規定する見積に係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3に相
当する額の納付を免除し、入札参加資格制限の対象とはしない。
 - (3) 留保期間を経て契約する場合の契約内容
 - ア 契約を締結する場合、工期の延長など契約の条件を変更することがある。
 - イ 福島県工事請負契約約款第26条第1項及び第4項に規定する「請負契約締結の
日」を「落札決定の日」と読み替えて契約を締結する。
 - (4) 留保期間後の契約締結における配置技術者の変更
配置技術者の資格・工事経験の要件を付した場合、資格確認にて提出した配置予
定技術者の変更も可能である。ただし、同等の要件を満たす者とする。
- 13 契約の成立

本工事の契約については、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年福島県条例第21号）第2条の規定に基づき福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。

ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方（法人である場合は、法人の役員又はその使用人）が逮捕されることその他の反社会的な行為があり、その者を契約の相手方とすることが適当でないと認めるときは、契約を締結しない。なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

14 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 本工事は元請業者が必要とする共通費における、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、建築関係工事積算基準（福島県土木部）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、事前に監督員と協議を行い、協議の結果により実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。
 営繕費（共通仮設費における仮設建物費）：労働者送迎費、宿泊費及び借上費
 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事及び通勤費等に要する費用、福利厚生等に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業被服等の費用、安全及び衛生に要する費用、研修訓練等に要する費用並びに労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
- (4) 本工事は、「建築・設備工事における週休2日促進工事試行要領」を適用する工事である。
- (5) 本工事は、「入札時積算数量書活用方式」の対象工事である。
 本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加する場合において、工事請負契約の締結後に生じた当該積算数量の疑義について、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。
- (6) 本工事は、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用計上対象工事」である。
- (7) 本工事は、「福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領」の対象工事である。
 受注者は当該実施要領に定める事項について遵守しなければならない。
 本工事の発注方法は、特記事項に記載しているので確認すること。
- (8) 福島県政府調達苦情検討委員会からの苦情等 福島県教育委員会教育長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (9) その他 詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the contract: Construction Work for a Prefectural special needs school building in the Futaba district 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 2 May 2023
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 1 May 2023
- (4) Contact point for the notice: Facilities and Properties Unit, Finance Division, Education Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8688 Japan TEL 024-521-7791

（財務課施設財産室）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和五年三月一日現在において、次のとおりである。

令和五年三月十日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、〇八四
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二九四、二七一
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

福 島 市	選 挙 区	七 七、二 二一	選 挙 区	田 村 市 田 村 郡	一 七、三 三六
-------	-------	----------	-------	-------------	----------

会津若松市	三二、三〇三	南相馬市相馬郡飯館村	一八、三三〇
郡 山 市	八九、三〇六	伊達市伊達郡	二五、九九一
い わ き 市	八八、三五三	本宮市安達郡	一〇、七四四
白河市西白河郡	三〇、〇二三	南 会 津 郡	六、九八五
須賀川市岩瀬郡	二五、九八六	河 沼 郡	五、九六七
喜多方市耶麻郡	二〇、〇五二	大 沼 郡	六、八七〇
相馬市相馬郡新地町	一一、五九四	東 白 川 郡	八、五二二
二 本 松 市	一四、九五八	石 川 郡	一〇、六〇四
		双 葉 郡	一六、九〇七

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第三号

福島県の地先海面におけるいかつり漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、次のとおり指示する。

令和五年三月十日

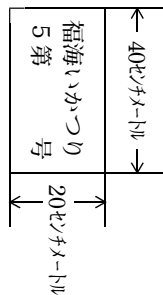
福島海区漁業調整委員会
会長 今野 智光

- 一 操業の承認
いかつり漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、手釣又は竿釣に使用する総トン数五トン未満の船舶については、この限りでない。
- 二 承認の対象漁船
いかつり漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数三十トン未満とする。
- 三 操業期間
操業期間は、令和五年六月一日から令和六年一月三十一日までとする。
- 四 制限又は条件
1 操業の禁止区域
次に掲げる海域での操業は、禁止する。

双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台から正東の線以北の水深四十五メートル以浅の福島県の海域

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和五年六月一日から令和六年五月三十一日までとする。